

改訂版

医科・訪問看護レセプトの オンライン請求とオンライン資格確認



日本医師会ORCA管理機構

西川 好信

訪問看護レセプトのオンライン請求・オンライン資格確認

- ・ 訪問看護ステーションにおいて、令和6年6月よりレセプトのオンライン請求とオンライン資格確認を開始する。
- ・ また、令和6年秋の保険証廃止を見据えつつ、オンライン請求・オンライン資格確認を義務化する。その際、現行の保険証廃止は、国民の不安払拭のための措置が完了することが大前提であり、医療現場に混乱が生じないように、安心してマイナ保険証を利用できる環境を実現する。

1. オンライン請求・オンライン資格確認の開始

- 訪問看護ステーションの**オンライン請求を開始**（省令改正・令和6年6月施行予定。適用は翌月請求分から）
- 訪問看護ステーションの**オンライン資格確認を開始** ※令和6年6月開始予定
- 訪問看護ステーションに対する**オンライン資格確認導入に係る財政支援**

※ オンライン請求の開始に向けて準備が必要な機器等の一部は、オンライン資格確認と兼用することが可能

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条第2号の政令で定める日であり、
令和6年12月2日

2. オンライン請求・オンライン資格確認の義務化・経過措置

- 訪問看護ステーションに**オンライン請求を義務化**（省令改正・令和6年秋（保険証廃止時期）施行予定）
※ 経過措置：通信障害、システム整備中、ネットワーク環境、改築工事、廃止・休止、その他特に困難な事情
- 訪問看護ステーションに**オンライン資格確認を義務化**（省令改正・令和6年秋（保険証廃止時期）施行予定）

※ 経過措置：システム整備中、ネットワーク環境、改築工事、廃止・休止、その他特に困難な事情

訪問看護レセプトのオンライン請求の義務化の経過措置

- 令和6年秋（保険証廃止時期）時点でやむを得ない事情がある場合は、期限付きの経過措置を設ける。※1

※1 経過措置の対象事業者は、支払基金に原則オンラインで事前届出を行う。

やむを得ない事情	期限
(1) 電気通信回線設備に障害が発生した場合	障害が解消されるまで
(2) 義務化の2か月前の月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の場合（システム整備中）	システム整備が完了する日まで （遅くとも義務化の6か月後の月末まで）
(3) オンライン請求に必要な光回線ネットワーク環境が整備されていない場合（ネットワーク環境事情）	オンライン請求に必要な光回線ネットワーク環境が整備されてから6ヶ月後まで
(4) 改築工事中的の場合	改築工事が完了するまで
(5) 廃止・休止に関する計画を定めている場合	廃止・休止まで （遅くとも義務化の6か月後の月末まで）
(6) その他特に困難な事情がある場合 ※ 常勤の看護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上である場合【介護保険におけるオンライン請求の経過措置と同じ】※2 ※ (1)～(5)の類型と同視できるか個別判断	特に困難な事情が解消されるまで

※2 令和6年3月31日時点では、71歳以上。

（参考）介護レセプトの令和5年3月審査分において、訪問看護ステーション約13,500事業所のうち、120事業所（0.9%）が紙レセプトにより請求。

訪問看護事業者のオンライン資格確認の義務化の経過措置

- 令和6年秋（保険証廃止時期）時点でやむを得ない事情がある場合は、期限付きの経過措置を設ける。※1

※1 経過措置の対象事業者は、支払基金に原則オンラインで事前届出を行う。

やむを得ない事情	期限
(1) 義務化の2か月前の月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の事業者（システム整備中）	システム整備が完了する日まで （遅くとも義務化の6か月後の月末まで）
(2) オンライン資格確認に必要な光回線ネットワーク環境が整備されていない事業者（ネットワーク環境事情）	オンライン資格確認に必要な光回線ネットワーク環境が整備されてから6ヶ月後まで
(3) 改築工事中の事業者	改築工事が完了するまで
(4) 廃止・休止に関する計画を定めている事業者	廃止・休止まで （遅くとも義務化の6か月後の月末まで）
(5) その他特に困難な事情がある事業者 ※ 常勤の看護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上である場合【介護保険におけるオンライン請求の経過措置と同じ】※2 ※ (1)～(4)の類型と同視できるか個別判断	特に困難な事情が解消されるまで

（参考）災害等によりネットワーク環境に障害が生じる場合については、本則に緊急やむを得ない事由を位置付けることを検討

※2 令和6年3月31日時点では、71歳以上。

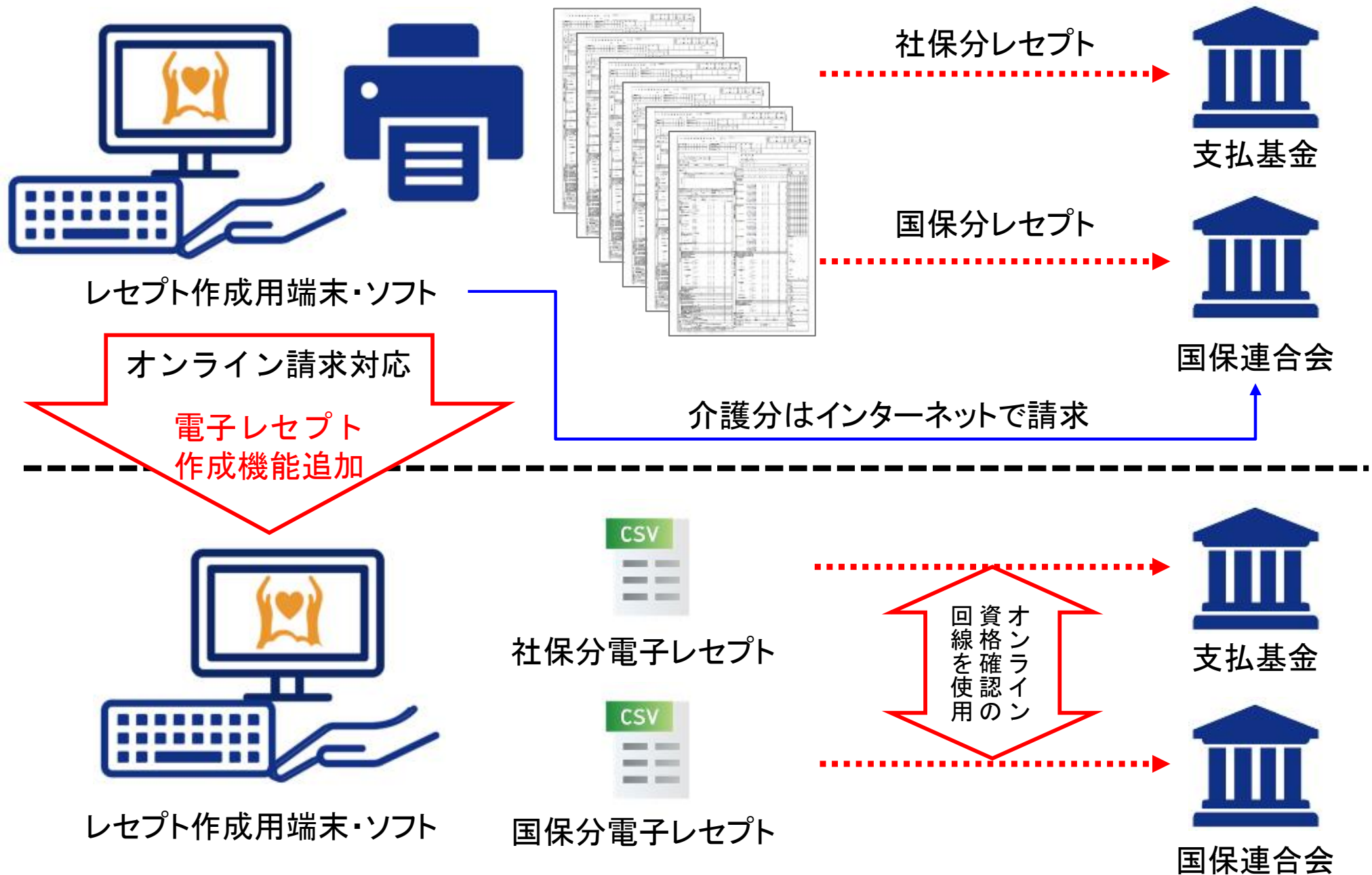
（参考）介護レセプトの令和5年3月審査分において、訪問看護ステーション約13,500事業所のうち、120事業所（0.9%）が紙レセプトにより請求。

オンライン請求について

訪問看護レセプト医保請求分

令和6年6月診療分（7月請求分）から開始

オンライン請求(医保分)とは



現在の紙レセプト様式

[illegible]

改訂後の紙レセプトの様式(案)

訪問看護記録番号等：12345678		受付番号：0490-00,000,000		ページ番号：000,001-000	
レポート番号：000,001 任給①：		証明書番号：		提出先：1 社保 検索：960000010	
訪問看護療養費明細書		令和 4 年 5 月分		標準：13 日割：0123456	
		6 訪問		1 社保 2 2 併 2 本人	

保険者番号又は 公費負担者番号		記号・番号又は 公費受給者番号		請求		決定 率		一部負担金額	
01131234		12345678 1234567		7		60,850		60,850	
公① 12139999		11111111		7		60,850		60,850	
公②									
公③									
公④									
特記		職務上の事由		給付割合		高額療養費再掲 率			
				一部負担金区分		公費負担金額 率		公費負担金額 率	

訪問看護
ステーション
及び名称

東京都千代田区〇〇1-2-3
訪問看護ステーション〇〇〇
TEL 03-1234-5678

医療機関 名称		△△クリニック	
診療科目	診療科目	診療科目	診療科目
13	1	0000001	
氏名		医師 一男	
直近報告年月日		令和 4 年 5 月 31 日	

氏名		ホウモンタロウ 訪問 太郎	
性別		1 男 3 昭32・2・22生	
住所		1 自宅	

主たる傷病名		1 2 3 4 5 6 7	
1 2 型糖尿病			
2 糖尿病神経			
3 因秋感覚喪失			
主たる状態		8 9 10 11 12 13 14	
移動、入浴に全面的援助が必要。食事、排せつ、着替に 一部介助が必要。 (基準告示第2の1に規定する疾病等の有無)		15 16 17 18 19 20 21	
2 別居 (該当する疾病等)		22 23 24 25 26 27 28	
50 在宅自己導尿指導管理を受けている状態にあ る者		29 30 31	
53 在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態 にある者			
指示期間			
令和 4 年 5 月 9 日 ~ 令和 4 年 6 月 30 日			
特別指示期間			
令和 4 年 5 月 9 日 ~ 令和 4 年 5 月 15 日			
訪問開始年月日			
令和 4 年 5 月 9 日			
特記事項			
5 分			
専門の研修			
2 専門管理加算 (3 人工肛門・人工膀胱ケア)			

区分		名称		金額 (円)		日数 (日)	
10	15	2	訪問看護基本療養費2 (保健師、助産師又は 看護師による場合 (ハを除く。)) (同一日 に2人) (週3日目まで)	5,550		× 3	
		2	訪問看護基本療養費2 (保健師、助産師又は 看護師による場合 (ハを除く。)) (同一日 に2人) (週4日以降)	5,550		× 4	
	21	2	長期間訪問看護加算 (訪問看護基本療養費)	5,200		× 1	
	23	2	複数名訪問看護加算 (看護職員が他の看護職 等 (療育看護師を除く。))と同時に指定訪問看護 を行う場合 (同一建物内1人又は2人) (訪問看護基本療養費)	4,500		× 1	
50	51	2	訪問看護管理療養費 (月の別日の訪問の場合) (機能強化型訪問看護管理療養費2)	9,800		× 1	
	60	2	専門管理加算 (緩和ケア、褥瘡ケア又は人工 肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修 を受けた看護師が計画的な管理を行った場合) (訪問看護管理療養費)	2,500		× 1	

訪問看護記録番号等 : 12345678 レセプト番号 : 000,001		受付番号: 0400-00,000,100 原簿: 13 訪コ: 0123456		ページ番号: 000,001~001 6122	
続紙 令和 4年 5月分					
氏名: 訪問 太郎		訪問・社保・2件・本人			
公費①【 12139999 】 保険【 01131234 】		記号・番号【 12345678 ・ 1234567 】			
情報種	摘要欄				
	区分	科目	名称	金額(円)	日数(日)
主たる傷病名・心身の状態・指示期間・訪問開始及び終了年月日・訪問終了等の状況・情報提供・特記事項・その他					

電子レセプトとは

■ 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する事項

- 審査支払機関の使用に係る電子計算機と、訪問看護ステーションの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用した費用の請求を行う場合の電気通信回線及び厚生労働大臣の定める事項並びに方式については本章の定めるところによる。

■ 1 電気通信回線

- ※未確定のため、確定次第反映

■ 2 厚生労働大臣が定める事項

- 訪問看護療養費明細書情報及び訪問看護療養費請求書情報とする。

■ 3 厚生労働大臣が定める方式

- (1) 記録形式
 - CSV形式とする。
- (2) ファイル構成
 - ファイル名を“RECEIPTH”とし、拡張名を“UKE”とする。
- (3) 情報表記仕様
- ア 請求ファイルの構成

電子レセプトとは

1 訪問事業者が1件請求した事例

HM,1,13,6,0123456,訪問看護ステーション〇〇〇,202407,03-1234-5678
RE,1,6116,202406,訪問 太郎,ホウモンタロウ,1,19600422,,,,,A123-456,
HO,06132013,1 0,1 2 3 4 5 6,2,32940,,,,,
SN,1,01,,,,03,,
JD,1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
MF,00,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
IH,13,1,0000001,△△クリニック,医師 一男,20240630
HJ,01,20240626,20240731
JS,食事、入浴、着替 中略 期。0102,001041
SY,1533003,,,
SY,8846942,,,
RJ,20240626,01,,,,,,,,,,,,,,,,
KA,20240626,1,510000110,,5550,03,01,01
KA,20240626,1,550000410,,7440,,,
KA,20240626,1,550000670,,6400,,,
KA,20240626,1,550000870,,5000,,,
KA,20240630,1,510000110,,5550,03,01,01
KA,20240630,1,550000510,,3000,,,
GO

患者さんの数だけ繰り返し

- HM：訪問看護ステーション情報レコード
- RE：レセプト共通レコード
- HO：保険者レコード
- SN：資格確認レコード
- JD：受診日等レコード
- MF：窓口負担額レコード
- IH：医療機関・保険医情報レコード
- HJ：訪問看護指示レコード
- JS：心身の状態レコード
- SY：傷病名レコード
- RJ：利用者情報レコード
- KA：訪問看護療養費レコード
- GO：訪問看護療養費請求書レコード
- EOFコードのため「改行」

※ 請求例のため、記録がないレコードがあります。



RECEIPTH. UKE

【注意】

社保も国保も同じファイル名

- 訪問看護療養費明細書の「主たる傷病名」は、主治医が交付した訪問看護指示書に基づいて記載することとなっている。
- オンライン請求開始後は、訪問看護療養費明細書の様式及び記載要領を変更し、「傷病名コード」で記録することになる予定。

医療機関

訪問看護ステーション

訪問看護指示書

別紙様式に基づき主たる傷病名等を記載する。

訪問看護指示書

- 「主たる傷病名」を記載。
- 「傷病名コード」の記載は求めている。

令和6年6月から訪問看護レセプトのオンライン請求が開始されることを踏まえ、訪問看護指示書及び精神科訪問看護指示書の主たる傷病名について、傷病名コードを記載することとし、当該様式の見直しを行う。

1/26個別改定項目より

訪問看護療養費明細書（紙レセプト）

主たる傷病名については、当該指定訪問看護に係る主治医の交付した訪問看護指示書に基づいて記載する。

訪問看護療養費明細書（紙レセプト）

- 「主たる傷病名」は訪問看護指示書に基づき傷病名称を転記。

オンライン請求開始後（予定）

訪問看護指示書（出力紙レセプト様式（案））傷病名に対応する7桁の傷病名コードを訪問看護指示書に基づいて記録する予定。

出力紙レセプト様式（案）

- 「主たる傷病名」は訪問看護指示書に基づき傷病名称を、傷病名コードで記録。

訪問看護レセプトのオンライン請求特設ページ

【社会保険診療報酬支払基金】

訪問看護事業者の皆様へ

導入に係る届出等

オンライン請求に係る申請

オンライン請求の開始に係る申請は、医療機関等向け総合ポータルサイト
→ [医療機関等向け総合ポータルサイト](#)
申請の流れについては、以下のお知らせをご参照ください。
→ [【お知らせ】訪問看護ステーションに関する各種申請ページの](#)

オンライン請求で使用する機器について

- ☐ [オンライン資格確認/オンライン請求用端末において満たすべき要件\(HP\)](#)
- [オンライン請求システム及びオンライン資格確認等システム接続](#)
- [無線LANセキュリティ手順書](#)

ネットワーク回線の準備方法及び接続方法に関するお問い合わせは
ネットワークサポートデスク（電話：0120-220-571）まで
「9時から17時（土曜日・日曜日・祝日及び年末年始（12月29日）
注記：ただし5日から7日は8時から21時まで、8日から10日は8時
（土曜日・日曜日・祝日を含む。）

セキュリティ関係

- 厚生労働省のガイドラインに沿った、オンライン請求システムに係る
- [保連発0112第1号（令和6年1月12日）「オンライン資格確認等システムに対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティ](#)
 - [オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求シ](#)
 - [レセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例](#)

オンライン請求システム操作手順書関連

オンライン請求システム操作手順書

- [セットアップにあたって（ダウンロード版）](#)
- [運用編（PDF：43,039KB）](#)
- [別添 印刷対象帳票・CSV作成対象ファイル](#)

電子証明書関連

- [共通認証局電子証明書の発行申請の手引](#)
- [オンライン請求ネットワーク関連システム](#)

初期設定・ネットワーク設定編

- [ネットワーク設定（IP-VPN接続（IPv6）](#)

オンライン請求システムの稼働時間等

- [オンライン請求システムの稼働時間等](#)
- [オンライン配信日程](#)

電子レセプトの作成に関する資料

以下の資料については、診療報酬情報提供サイト
<https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/>

- 記録条件仕様案（一次請求）
- 記録条件仕様案（返戻・返戻再請求）
- 標準仕様案
- 訪問看護に係る電子レセプトの作成方法
- 受付・事務点検チェック一覧案

オンライン請求システム 操作手順書

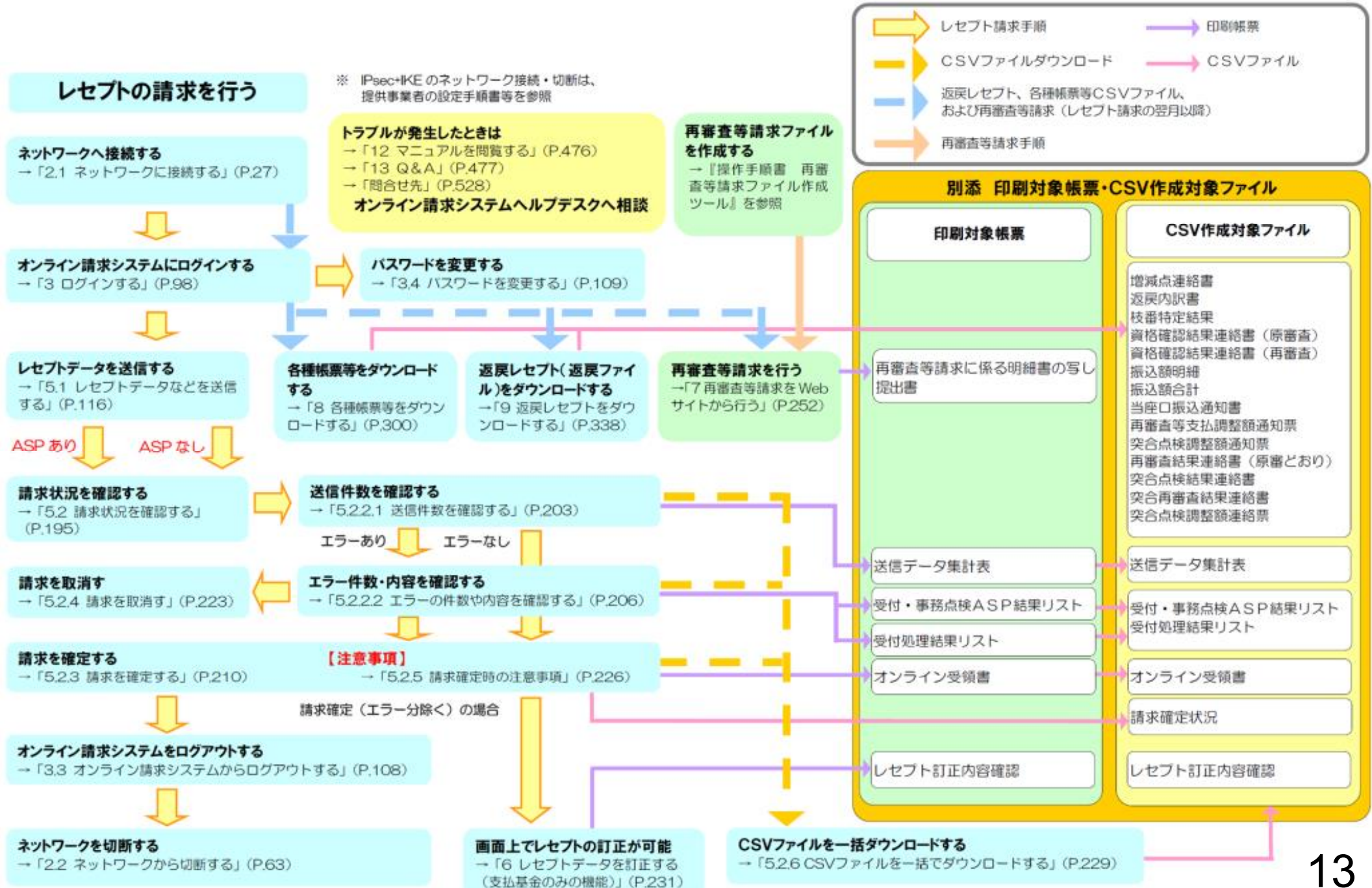
【運用】編

＜医療機関・薬局・訪問看護ステーション用＞

令和6年2月版

社会保険診療報酬支払基金
都道府県国民健康保険団体連合会

オンライン請求の流れ



オンライン請求システム

審査支払機関選択

診療(調剤)報酬・訪問看護療養費を請求する場合は、この画面を終了する場合は、

社会保険診療報酬
支払基金

認証用の証明書の選択

サイト www.kikin.send.rece.443 では資格情報

XXXXXXXXXX,
Online Billing NW Common R
cnsXXXXXXXXXX_ou=maker.os

オン

社会保険診療報酬

診療(調剤)報酬・訪問看護療養費の請求を行う場合は請求
作成したレセプトデータの試験を行う場合は確認試験ボタン

請求

請求期間は5日から10日まで
なお、当月の請求状況は、請求
確認できます。

確認試験

確認試験の利用期間は、5日から月末までです。

【利用可能時間】

請求 : 5日～月末...8時～21時
(8日～10日...8時～24時)
確認試験 : 5日～月末...8時～21時

オンライン請求システム

社会保険診療報酬支払基金

ユーザIDとパスワードを入力して下さい。

ユーザID
パスワード

ログイン

[利用規約](#) [プライバシーポリシー](#) [パスワードを忘れた方へ](#)

請求に関するお問合せ

<社会保険診療報酬支払基金>

電話番号: 03-3987-6101

取扱時間: 平日 9時～17時

システムに関するお問合せ

<オンライン請求システムヘルプデスク>

電話番号: 0120-60-7210

取扱時間: 医療機関・薬局・訪問看護ステーション
保険者

「ユーザID」と「パスワード」には、「ユーザ設定情報」に記載されている「オンライン請求ユーザID」と「オンライン請求パスワード」を入力します。

オンライン
請求

トップページ

お知らせ

レセプト送信・状況

コーディングデータ

レセプト訂正・状況

再審査・取下げ

各種帳票等

返戻レセプト

パスワード変更

マニュアル

お問合せ先

ログアウト

接続先 : 社会保険診療報酬支払基金

利用者名: ○○○○○○○○○○

最終ログイン時間: XXXX/5/10 10:00

この画面は初回だけ表示されます。

パスワード変更

現在設定されているパスワードを「パスワード(旧)」に、
新しく設定するパスワードを「パスワード(新)」に入力して下さい。
確認のため、もう一度新しいパスワードを入力して下さい。

新しいパスワードは以下の条件を満たす必要があります。

- ・6文字以上16文字以下であること
- ・英字と数字が混在していること
- ・パスワード(旧)と異なること
- ・ユーザIDが含まれていないこと

パスワード(旧)

パスワード(新)

確認用パスワード

変更

中止

示します。
す。

ユーザ情報

オンライン 請求

トップページ

お知らせ

レセプト送信・状況

コーディングデータ

レセプト訂正・状況

再審査・取下げ

各種帳票等

返戻レセプト

パスワード変更

マニュアル

お問合せ先

ログアウト

接続先 : 社会保険診療報酬支払基金

最終ログイン時間: XXXX/5/10 10:00

利用者名: ○○○○○○○○○○○

+ 処理状況

▶ 現在処理しているものはありません。

+ お知らせ

システムに関するお知らせ

▶ 現在お知らせはありません。

運用に関するお知らせ

▶ 現在お知らせはありません。

その他のお知らせ

▶ 現在お知らせはありません。

+ 社会保険診療報酬支払基金からのお知らせ

▶ 現在お知らせはありません。

+ 操作ボタン説明

トップページ	トップページを表示します。
お知らせ	お知らせを表示します。
レセプト送信・状況	レセプトデータを送信します。また、送信したレセプトの請求状況を表示します。
コーディングデータ	コーディングデータを送信します。また、送信状況を表示します。
レセプト訂正・状況	請求確定(エラー分除く)後にエラー分レセプトを訂正し請求します。また、レセプトの訂正状況を表示します。
再審査・取下げ	再審査等請求ファイルを送信します。また、送信した再審査等請求ファイルの請求状況を表示します。
各種帳票等	各種帳票等のファイルをダウンロードします。
返戻レセプト	返戻レセプトをダウンロードします。
パスワード変更	パスワードを変更します。
マニュアル	マニュアルを表示します。
お問合せ先	お問合せ先を表示します。
ログアウト	ログアウトします。

処理状況

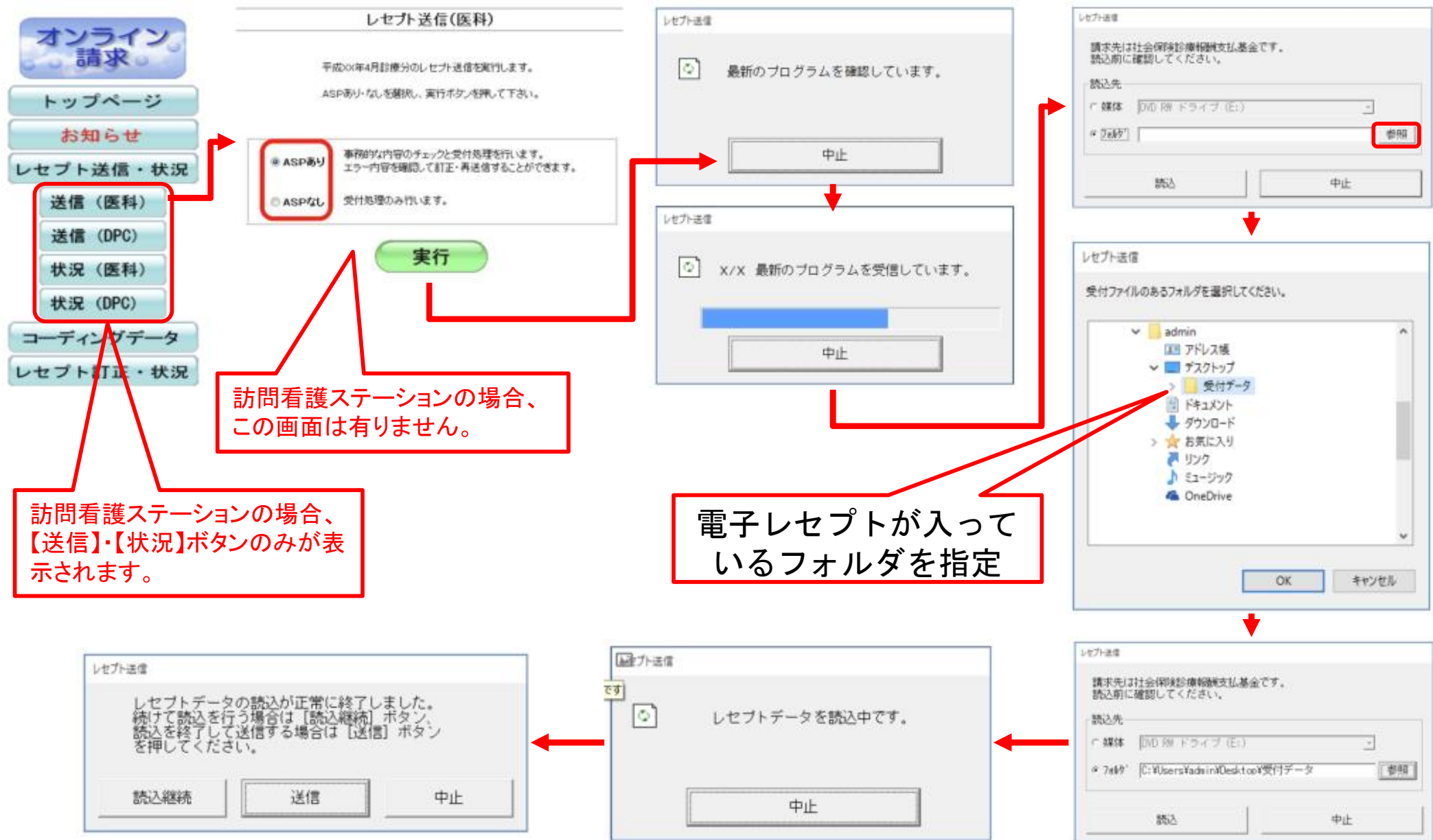
お知らせ

支払基金
からの
お知らせ

操作ボタン

操作ボタン説明

画面展開（医科レセの場合）



オンライン**請求**に必要なもの

★オンライン
請求用PC



オンライン請求
セットアッププログラム

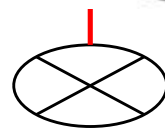
オンライン資格確認・
オンライン請求兼用
電子証明書



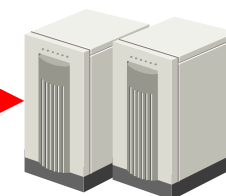
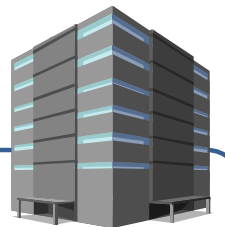
★レセコン等の改修
(プログラム)



★ネットワーク機材
(回線含む)



支払基金・国保中央会



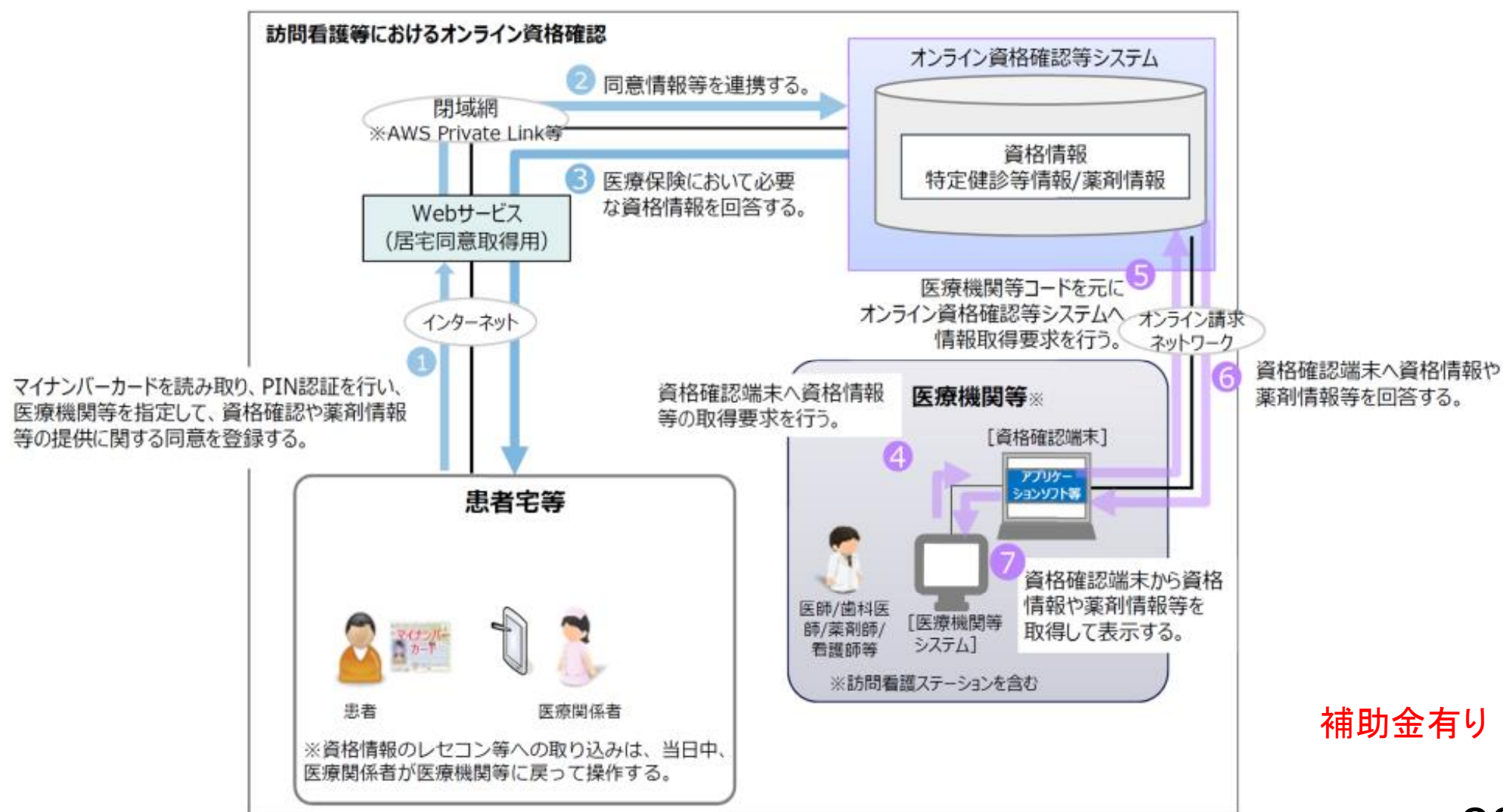
オンライン資格
確認等システム

オンライン資格確認について

訪問診療・訪問看護の
オンライン資格確認

訪問看護等におけるオンライン資格確認の仕組み案（概要）

- 初回訪問時は、資格確認や薬剤情報等の提供に関する同意は、医療関係者が持参したモバイル端末等を用いて実施する。
- 2回目以降は、訪問看護等では医療関係者が患者宅等を訪問することから、患者のなりすましリスクが低いことを踏まえ、医療機関等で資格の有効性確認を行う仕組みとする。また、薬剤情報等は、診療が行われている間の提供について同意を得たうえで、情報を取得する仕組みとする。



補助金有り

出来ること

- 支払基金が提供する「マイナ在宅受付」
 - URL等はステーションに紐付けられる
 - 患者自身のマイナ保険証を用いて、患者が診療閲覧同意を登録
 - 本人認証はパスワードのみ
 - 今はパスなしマイナ保険証は使用できない
 - 同意期限はサービス提供期間！？

- 事業所内で取得する資格情報
 - マイナ在宅受付Webを用いて得た同意を元に
 - 最新の保険証情報を取得
 - 手術・診療・薬剤情報, 健診情報を取得
 - 資格確認端末に設定された「オンライン資格確認等システム」からURLを取得

マイナ在宅受付Webについて

- 訪問看護・訪問診療における「情報閲覧同意登録Webサービス」
- 患者のマイナ保険証を使用して「暗証番号」でログイン

①同意登録（訪問診療等）



手術・薬剤・診療情報

診療／薬剤情報一覧

作成日：2024年1月23日 1 / 5ページ

氏名カナ	山崎 伸一	保険者番号	139980
氏名	資格 一部	被保険者証等記号	葛う10
生年月日	1960年6月2日	被保険者証等番号	1619931528x001
性別	男	年齢	63歳
生年月日	1960年6月2日	校番	01

この診療／薬剤情報一覧は、2023年12月までの診療行為及び医薬品情報を表示しています。但し、一部は表示されない場合があります。
(紙レセプトや包括の場合など、診療行為／医薬品が表示されない場合があります)
また、現時点までに電子処方箋管理サービスに登録された処方箋情報または調剤結果情報または調剤結果情報または調剤結果情報は、処方箋交付年月日または調剤年月日から100日を経過しているものは表示されない場合があります。

処方箋情報

処方	処方 使用	医薬品名*4	調剤数量
年月 日	区分 区分	(成分名)*4	
	*1	【用法】 / < 1 回用量 > / 【用法等の特別指示】	
23年12月 11日	医療法人 オルカ医院		
	院外 内服	1. 向) ジアゼパム 2mg錠 (-) 【1日1回朝食後に】	3錠 30日分
		2. メトトレキサートカプセル 2mg「サワイ」 (メトトレキサート) 【1日2回朝食後に】	1カプセル 7日分
		3. JPS 安中散料エキス錠 (調剤用) (安中散エキス) 【1日2回朝食後に】	5g 7日分
		4. 向) コンスタン0.8mg錠 (アルプラゾラム) 【1日1回夜に】	1錠 30日分
8日	医療法人 オルカ医院		
	院外 内服	1. 向) ジアゼパム 2mg錠 (-) 【1日1回朝食後に】	3錠 30日分
		2. メトトレキサートカプセル 2mg「サワイ」 (メトトレキサート) 【1日2回朝食後に】	1カプセル 7日分
		3. JPS 安中散料エキス錠 (調剤用) (安中散エキス) 【1日2回朝食後に】	5g 7日分
		4. 向) コンスタン0.8mg錠 (アルプラゾラム) 【1日1回夜に】	1錠 30日分
23年11月 25日	医療法人 オルカ医院		
	院外 内服	1. ブスコパン錠 10mg (ブチルスコポラミン臭化物) 【1日3回毎食後に】	2錠 5日分
24日	医療法人 オルカ医院		
	院外 内服	1. アテノロール 50mg錠 (アテノロール) 【1日1回朝食後に】	1錠 28日分
		2. ブスコパン錠 10mg (ブチルスコポラミン臭化物) 【1日3回毎食後に】	2錠 5日分

----- 次頁へ続く -----

作成日：2024年1月23日 2/5ページ

処方	処方 使用	医薬品名*4	調剤数量
年月 日	区分 区分	(成分名)*4	
	*1	【用法】 / < 1 回用量 > / 【用法等の特別指示】	
23年11月 24日	医療法人 オルカ医院		
	院外 内服	3. アテノロール 50mg錠 (アテノロール) 【1日1回朝食後に】	1錠 28日分
		4. ブスコパン錠 10mg (ブチルスコポラミン臭化物) 【1日3回毎食後に】	2錠 5日分
23日	医療法人 オルカ医院		
	院外 内服	1. アテノロール 50mg錠 (アテノロール) 【1日1回朝食後に】	1錠 28日分
		2. ブスコパン錠 10mg (ブチルスコポラミン臭化物) 【1日3回毎食後に】	2錠 5日分
22日	医療法人 オルカ医院		
	院外 内服	1. ブスコパン錠 10mg (ブチルスコポラミン臭化物) 【1日3回毎食後に】	2錠 5日分
20日	医療法人 オルカ医院		
	院外 内服	1. アスピリン「ホエイ」 (-) 【1日3回毎食後に】	5g 3日分
16日	医療法人 オルカ医院		
	院外 内服	1. アテノロール 50mg錠 (アテノロール) 【1日1回朝食後に】	1錠 28日分
		2. アテノロール 50mg錠 (アテノロール) 【1日1回朝食後に】	1錠 28日分
		3. ブスコパン錠 10mg (ブチルスコポラミン臭化物) 【1日3回毎食後に】	2錠 5日分
14日	医療法人 オルカ医院		
	院外 内服	1. アテノロール 50mg錠 (アテノロール) 【1日1回朝食後に】	1錠 28日分
		2. ブスコパン錠 10mg (ブチルスコポラミン臭化物) 【1日3回毎食後に】	2錠 5日分
		3. ミコブチンカプセル 150mg (リファブチン) 【1日3回毎食後に】	1カプセル 28日分

- 受診歴以降の手術・診療・薬剤実績は、過去3年分を電子レセプトより抽出

----- 次頁へ続く -----

特定健診情報

特定健康診査受診結果

作成日：2021年1月29日

1/3ページ

労働安全衛生法に基づく健康診断（事業者健診）等を受診した際、特定健康診査の基本項目を実施し、かつ事業者が保険者にその結果を提供している場合、特定健康診査として記録が表示されます。

價格情報

氏名カナ	加藤 二朗	保険者番号	139980
氏名	資格 二郎	被保険者証等記号	葛う10
生年月日	1950年6月2日	被保険者証等番号	002
	性別 男	校番	01
	年齢 70歳		

■ 特定健診情報

[illegible]

実施日		受診動機 判定様 *1	2020/04/01	2019/05/01	2018/06/01	2017/07/01	2016/08/01
基本 項目	身長		169.0	168.0	167.0	166.0	165.0
	体重		60.0	57.5	55.0	52.5	50.0
	腰囲		60.0 ※	57.5 ※	55.0 ※	52.5	—
	内臓脂肪面積 *2		40.0	37.5	35.0	32.5	30.0
	BMI		21.0	20.4	19.7	19.1	18.4
	収縮期血圧	▲ 140 以上	▲ 160 ※	▲ 149 ※	138	▲ 147	▲ 156
	拡張期血圧	▲ 90 以上	▲ 110 ※	▲ 99 ※	88	▲ 107 ※	▲ 106 ※
	中性脂肪	▲ 300 以上	▲ 301	▲ 300	299	298	297
	HDL-コレステロール	▽ 34 以下	36	35	▽ 34	▽ 33	▽ 32
	LDL-コレステロール	▲ 140 以上	▲ 140 ※	▲ 144 ※	▲ 143	▲ 142	▲ 141
Non-HDLコレステロール	▲ 170 以上	—	—	—	—	—	
肝臓 機能	GOT (AST)	▲ 51 以上	48	49	50	▲ 51	▲ 52
	GPT (ALT)	▲ 51 以上	48	49	50	▲ 51	▲ 52
	γ-GT (γ-GTP)	▲ 101 以上	99 ※	100	▲ 101	▲ 102	▲ 103
	空腹時血糖 *4	▲ 126 以上	—	113 ※	110 ※	▲ 130	117 ※
	HbA1c *4	▲ 6.5 以上	6.1 ※	5.9 ※	5.6 ※	5.4 ※	5.3 ※
	随時血糖 *4	▲ 126 以上	—	119 ※	125	111 ※	109 ※
	尿糖		(+++)	(++)	(+)	(±)	(-) ※
	尿蛋白		(-)	(+++)	(++)	(+)	(±) ※
	赤血球数		490	480	470	460	—
	血色素量	▽ 男12.0以下 ▽ 女11.0以下	▽ 11.8	▽ 11.9	▽ 12.0	12.1	—
詳細 項目	ヘマトクリット値		46.9	46.8	46.7	46.6	—
	血清クレアチニン値		1.10	1.09	1.07 ※	1.06	1.05
	eGFR	▽ 45.0 未満	45.2	45.1	45.0	▽ 44.9	▽ 44.8

*1~*4 別紙「説明」を参照

※がついている結果は、健診機関等により複数の検査結果が登録されているため、実際に受け取られている特定健康診査受診結果通知表の結果と異なる可能性があります。

作成日：2021年1月29日

2/3ページ

実施日		2020/04/01	2019/05/01	2018/06/01	2017/07/01	2016/08/01
		同性診断、低電位	同性診断、低電位	同性診断、低電位	同性診断、低電位	同性診断、低電位
心電図検査	所見					
詳細項目	キースワグナー分類	IIb	IIa	I	0	—
	シェイエ分類：H	4	3	2	1	—
	シェイエ分類：S	0	4	3	2	—
	SCOTT分類	III(a)	II	I (b)	I (a)	—
	Wong-Mitchell分類	重度	中等度	軽度	所見なし	—
眼底検査	改変Davis分類	網膜症なし	単純網膜症	増殖前網膜症	増殖網膜症	—
	SCOTT分析異常なし	SCOTT分析異常なし	左眼が重症であるため、再度検査が必要	右眼が重症であるため、再度検査が必要	両眼が重症であるため、再度検査が必要	—
	その他の所見					
質問票	血圧を下げる薬	服薬あり	服薬なし	服薬あり	服薬なし	服薬あり
	血糖を下げる薬・インシュリン注射	服薬なし	服薬あり	服薬なし	服薬あり	服薬なし
	Statins・中性脂肪を下げる薬	服薬あり	服薬なし	服薬なし	服薬あり	服薬あり
	脂血症(脳卒中)	はい	いいえ	はい	いいえ	はい
	脂血症(心臓病)	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
	脂血症(腎不全・人工透析)	はい	いいえ	いいえ	はい	はい
	医師に貧血といわれたことあり	いいえ	はい	はい	いいえ	いいえ
	喫煙	いいえ	いいえ	はい	はい	はい
	20歳からの体重が10kg以上増加	はい	はい	いいえ	いいえ	いいえ
	30分以上の運動(週2回1年以上)	いいえ	はい	はい	はい	はい
	歩行・身体活動を1日1時間以上歩行が速い(同年齢同性と比較)	はい	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ
	咀嚼	はい	はい	はい	はい	はい
	人と比較して食べる速度が遅い	かみにくい	何でもかんで食べる	ほとんどかめない	かみにくい	何でもかんで食べる
	就寝前2時間に夕食(満3回以上)	遅い	ふつう	遅い	遅い	ふつう
	3食以外に間食・甘い飲み物	毎日	ほとんど摂取しない	時々	毎日	ほとんど摂取しない
	朝食を抜くことが週3回以上	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
	飲酒	時々	毎日	ほとんど飲まない	時々	毎日
飲酒量	1台未満	3台以上	2〜3台未満	1〜2台未満	1台未満	
睡眠で体重が十分とれている	はい	いいえ	いいえ	はい	はい	
生活習慣の改善	定期的に(6ヶ月以上)	定期的に(6ヶ月未満)	必要あり(近いうち)	必要あり(6ヶ月以内)	必要なし	
保健指導の希望	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	
JAの「リソソ」を決定「5	基準該当	判定不能	非該当	予備群該当	基準該当	
保健指導レベル「6	判定不能	積極的支援	動機付け支援	なし	判定不能	

*5~*6 別紙「説明」を参照

实施日	2020/04/01
-----	------------

2020/04/01	123456789012345
------------	-----------------

医師の判断

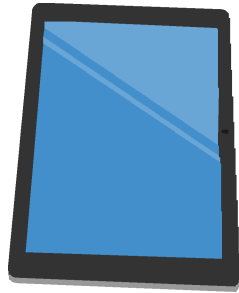
789012345678901

特定健診情報に関して、検査未実施及び質

- ・ 特定健診情報は過去5年分

特定保険情報に関して、検査未実施及び質問未回答の場合、「―」と表示されます。また、保険機関等より保険者に登録されたデータに基づき結果が表示されるため、一部検査実施及び質問回答した場合においても「―」と表示されることがあります。

オンライン資格確認に必要なもの



★Web同意取得
用タブレット



★オンライン資格
確認用P C



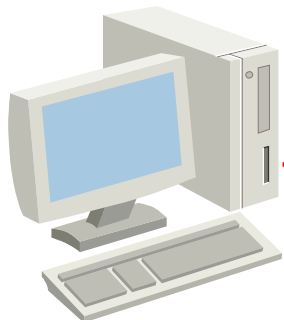
オンライン資格確認
連携プログラム

オンライン請求
セットアッププログラム

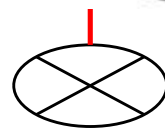
オンライン資格確認・
オンライン請求兼用
電子証明書



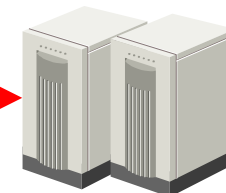
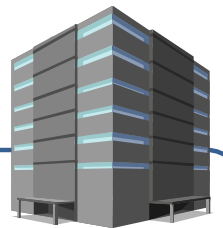
★レセコン等の改修
(プログラム)



★ネットワーク機材
(回線含む)



支払基金・国保中央会



オンライン資格
確認等システム

携帯端末（タブレット等について）

■ タブレット等について

- 訪問看護ステーション向けオンライン資格確認等システム運用マニュアル_1.00版のP13に以下の記載があります。
- 利用者（職員）のモバイル端末等を利用することも可能です。その場合、同意内容の照会・更新、取消しが容易となるといった面もあります。

施設所有のタブレットや看護師個人所有の携帯を利用する場合には、右記のチェックリストを端末毎に作成し、後述の「安全管理規定」と一緒に保存することをお薦めします。

モバイル端末等の安全管理に関するチェックリスト

- モバイル端末等を用いてオンライン資格確認のサービスを利用する場合、そのモバイル端末等は、施設等が業務用のみに用いる端末であることが望ましいです。
- 施設においては、以下のチェックリストを活用しながら、モバイル端末等を安全に管理するようお願いします。
- なお、看護師等個人の所有する又は個人の管理下にある端末の業務利用(Bring Your Own Device; BYOD)も想定されます。BYODを実施する場合も、以下のチェックリストを活用して、施設が管理する情報機器等と同等の対策を講じるようお願いします。

チェック実施日：____年____月____日

担当者：_____

チェック欄	対策内容
端末上の対策	
☐	OS やソフトウェアは、自動アップデート機能等により常に最新の状態に保ちましょう。また、提供元が確認できないソフトウェアをインストールしないようにしましょう。
☐	ウイルス対策ソフトウェアを導入して定期的なウイルススキャンを行い、悪意のあるソフトウェアを検出・除去するようにしましょう。また、ウイルス対策ソフトウェアを常に最新版に更新しましょう。
☐	端末に対して、推定されにくいパスワードやロック等を設定した上で、定期的に変更等するなどの対策を行いましょう。
管理上の対策	
☐	資格確認業務に用いる情報機器等について台帳で管理を行い、端末が、施設により許可された看護師等に使用され、上記の「端末上の対策」が講じられていることを定期的に確認しましょう。
☐	個人情報等の漏洩を防ぐため、端末等の安全管理について、看護師等に対して周知・教育訓練等を定期的の実施しましょう。

参考：「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 6.0 版(令和 5 年 5 月)」

補助金（訪問看護ステーション）

訪問看護ステーションに対する財政支援（医療情報化支援基金）

1. 事業内容

- 訪問看護ステーションのオンライン資格確認導入に必要な以下の費用を支援する。
 - ① マイナンバーカードの読取・資格確認等のためのモバイル端末等の導入
 - ② ネットワーク環境の整備
 - ③ レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修

2. 補助内容

- 基準とする事業額 42.9万円を上限に、実費補助

※ オンライン請求の開始に向けて準備が必要な機器等の一部は、オンライン資格確認と兼用することが可能であり、補助対象として盛り込む。

導入するために、何をすれば良いか

オンライン請求
と
オンライン資格確認

ユーザー登録

医療機関等向け総合ポータルサイト

このサイトは、オンライン資格確認システムや電子処方箋管理サービスに係る情報や導入に係るお知らせ、各種手続（利用申請・補助金申請等）を行うための総合ポータルサイトです。

新規ユーザー登録はこちら
初めてご利用になられる方はこちらから

ログインはこちら
すでにアカウントをお持ちの方はこちらから

お知らせ

よくある質問

お問い合わせ先

オンライン資格確認

電子処方箋管理サービス

電子カルテ情報共有サービス

お問い合わせ先
○オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583（通話無料）
月曜日～金曜日（祝日を除く）8：00～18：00 土曜日（祝日を除く）8：00～16：00

【その他お問い合わせ先】
○オンライン請求に関するお問い合わせ先 「オンライン請求関係相談窓口」
○システムベンダー・事業者向けお問い合わせ先 「医療機関等ONS」
○メールでのお問い合わせ

【各種リンク】
○プライバシーポリシー
○ポータルサイト利用規約
○関連サイトへのリンク

■ まずはここからユーザー登録

●新規ユーザー登録

「医科・歯科・調剤」と「訪問看護ステーション」とでは、医療機関等向け総合ポータルサイトへの新規ユーザー登録の方法が異なります。下のアイコンから自身の機関区分に応じてご確認ください。

新規ユーザー登録はこちら
（医科・歯科・調剤）

新規ユーザー登録はこちら
（訪問看護ステーション）

- 登録したメールアドレスに、ログインするための情報がメールで送られてきます

■ 登録方法

■ 訪問看護ステーション

■ https://iryohokenjyoho.service-now.com/sys_attachment.do?sys_id=17c170cdc373f1109f2bab677a013119

■ 医療機関

■ <https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/93a77973e2845f4d9ad4435871f1df75.pdf>

アカウント手順書（ポータルサイトのアカウント）

【医療機関・薬局】

内容	文書名等	更新日	版
アカウントの登録方法を知りたい方	アカウント登録手順	-	-
パスワードを忘れてしまった方	パスワードの再設定手順	-	-
メールアドレス等のアカウント情報を変更されたい方	アカウント情報の変更手順	-	-

【訪問看護ステーション】

内容	文書名等	更新日	版
アカウントの登録方法を知りたい方	ユーザー登録手順	2024/01/15	-
パスワードを忘れてしまった方	パスワードの再設定手順	2024/01/15	-

事前準備

医療機関等向け総合ポータルサイト

このサイトは、オンライン資格確認システムや電子処方箋管理サービスに係る情報や導入に係るお知らせ、各種手続（利用申請・補助金申請等）を行うための総合ポータルサイトです。



新規ユーザー登録はこちら
初めてご利用になれる方はこちらから

ログインはこちら
すでにアカウントをお持ちの方はこちらから

お知らせ

よくある質問

お問い合わせ先

オンライン資格確認

電子処方箋管理サービス

電子カルテ情報共有サービス

お問い合わせ先
○オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583（通話無料）
月曜日～金曜日（祝日を除く）8:00～18:00 土曜日（祝日を除く）8:00～16:00

【その他お問い合わせ先】
○オンライン請求に関するお問い合わせ先 「オンライン請求関係相談窓口」
○システムベンダー・事業者向けお問い合わせ先 「医療機関等ONS」
○メールでのお問い合わせ

【各種リンク】
○プライバシーポリシー
○ポータルサイト利用規約
○関連サイトへのリンク

1. ログインして各種申請を行う
 - オンライン請求利用申請
 - ユーザ設定情報をダウンロードして保存
 - オンライン資格確認利用申請
 - 通知書をダウンロードして保存
 - 電子証明書発行申請
2. システム事業者へ見積もり・発注
3. 安全管理規定の整備

重要！！

- 「オンライン資格確認利用通知書」と「電子証明書」は、オン請求・資格確認PCの設定に必要です。
- 機器の納品・設定時にはシステム事業者
に提示する必要があります。



安全対策規定

オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システム

に係る安全対策の規程例

〇〇病院（又は病院、薬局、訪問看護ステーション）

1 目的

- 本規程は、〇〇病院（以下「本病院」という。）がオンライン資格確認システム、診療情報提供機能、薬局情報提供機能、特定種の情報提供機能及びレセプト伝送機能に關するシステム（以下、「オンライン資格確認等システム」という。）及び診療情報提供機能・薬局情報提供機能・訪問看護情報提供機能（以下「レセプト」という。）等の請求データをオンラインで受け渡す仕組みを整備したシステム（以下「オンライン請求システム」という。）を適切に運用するために必要となる基本的な事項を定めるものである。
- オンライン資格確認等システム及びオンライン請求システム（以下「本システム」という。）の運用に当たって適用される機器、端末、ソフトウェア等の適正な取扱いに關して必要な事項を定めるとともに、本システムで取り扱うデータの管理、診療・薬局情報、特定種情報等の個人情報に關する必要な事項を定めるものである。

2 組織・体制

- 当院において、オンライン資格確認等システム管理者（以下「システム管理者」という。）を設け、本規程をもち、これに基いて、
- 当院において、必要な場合、システム管理者を別に指定することができる。
- 本システムを円滑に運用し、責任の所在を明確にするために、本システムに關する情報管理責任者（以下「情報管理責任者」という。）を設け、
- 情報管理責任者及び運用責任者は、相互に協力して運用することができる。
- システム管理者は、緊急時及び災害時の連絡、役割分担及び相互手配を定めるとともに、必要に応じて当該文書等を参照してより適切な管理を行う。

3 システム管理者の責務

- システム管理者は、本システムに關する設備機器の設置、更新を行う管理責任者等これらの運用に關する総合的な責任を負うものとする。
- システム管理者は、設備機器やソフトウェアに更新があった場合においても、関係者がオンライン資格確認等業務の遂行を阻害しないよう環境を整備するものとする。
- システム管理者は、本システムを正しく利用させ、個人情報及び診療情報の取扱いに關する適切な運用、運用方針について、教育・訓練計画等を定めるとして、関係者の教育と訓練を行うものとする。

4 情報管理責任者の責務

- 情報管理責任者は、本システムで取り扱うデータの個人情報に關する責任を負う。
- 情報管理責任者は、本システムで取り扱う情報について、組織内で適正な取扱いを確保するため、データの分類と機密性を定め、次の重要性を分類する。

機密	機密性が極めて高い情報の提供（例：薬剤情報、特定種の提供）
秘密	特定の範囲に限り提供することができる機密性が低い情報の提供（例：処方箋情報（マニファスト））
公開	広く一般に公開可能である情報の提供

- 情報管理責任者は、特に、本システム導入時、適切な管理されていないメディア機器等、又は外部からの情報受取機に關しては、コンピュータウイルス等の不正なソフトウェアが侵入していないかを確認する。

5 運用責任者の責務

- 運用責任者は、本システムの運用に当たって適用される機器、端末、ソフトウェア等の適正な取扱いに關する責任を負う。
- 本システムで受取情報機は、以下の事項に適用する。したがって、運用責任者はこれらの事項に必要とするソフトウェア以外のソフトウェアはインストールしていないことを確認する。

- オンライン資格確認等業務
- オンライン資格確認等業務の遂行に必要となる業務
- オンライン請求業務（レセプト作成業務等を含む）
- オンライン請求業務の遂行に必要となる業務

- 運用責任者は、本システムで使用する設備機器にコンピュータウイルス対策ソフトウェアをインストールするとともに、定期的にコンピュータウイルスのチェックを行い、感染の防止に努める。
- 運用責任者は、ネットワークの不正な利用を発生した場合に、直ちにその利用を遮断し、対策を実施するものとする。
- 運用責任者は、本システムの取扱いに關して実施計画（マニファスト）を整備し、関係者に通知すると、常に利用可能な状態にしておくものとする。

6 関係者の責務

- 関係者は、本規程及び本システムの運用方針（マニファスト）に定められている事項を遵守するものとする。
- 関係者は、システム管理者の許可を得ず、設備機器等を関係者への持ち出しをしないものとする。
- 関係者は、本システムを正しく利用するための教育と訓練を受けるものとする。
- 関係者は、職務上知り得た個人情報等を漏らさないものとする。その職を辞した後も、同様である。
- 関係者は、個人情報の漏えい及び盗みが生じた場合及びそれが生じる恐れがある場合には、速やかに関係責任者に連絡し、その対応に協力するものとする。
- 関係者は、情報セキュリティ対策について定期的に確認することが組織的な点については、速やかに情報管理責任者に連絡するものとする。
- 関係者は、本システムで取り扱う情報については、当該関係内に限定して適正な機密性を確保し、取扱いを行う。
- 関係者は、関係者以外の者が不正に本システムを制御できないようユーザー権限及びパスワード等を、本人しか知り得ない状態に保つよう適切に管理する。
- 本システムで取り扱うシステムにおいて、主要な記録を保持している場合を除き、関係者は、パスワードを定期的に変更する。（最低でも3か月以内に更新する）
- 関係者は、パスワードについて、簡便しやうい文字列、簡単に推測できる文字列を避け、変更しない。

7 規程に対する違反への対応

- システム管理者は、本規程に定める事項及び本規程で別に定める事項に對する違反があった場合の対応方針について明確にするものとする。それに応じて、適正に対応する。

8 評価・見直し

- システム管理者は、本規程に定める事項及び本規程で別に定める事項を評価し、必要に応じて、定期的に見直しを行う。

9 その他

- 適切なセキュリティ対策を講ずるために、当院は「関係者・本システム導入のために特に留意すべきセキュリティ対策」に對する技術的対策を行う。

オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システム

に係る安全対策の規程例

〇〇病院（又は病院、薬局、訪問看護ステーション）

1 目的

- 本規程は、〇〇病院（以下「本病院」という。）がオンライン資格確認システム、診療情報提供機能、薬局情報提供機能、特定種の情報提供機能及びレセプト伝送機能に關するシステム（以下、「オンライン資格確認等システム」という。）及び診療情報提供機能・薬局情報提供機能・訪問看護情報提供機能（以下「レセプト」という。）等の請求データをオンラインで受け渡す仕組みを整備したシステム（以下「オンライン請求システム」という。）を適切に運用するために必要となる基本的な事項を定めるものである。
- オンライン資格確認等システム及びオンライン請求システム（以下「本システム」という。）の運用に当たって適用される機器、端末、ソフトウェア等の適正な取扱いに關して必要な事項を定めるとともに、本システムで取り扱うデータの管理、診療・薬局情報、特定種情報等の個人情報に關する必要な事項を定めるものである。

2 組織・体制

- 当院において、オンライン資格確認等システム管理者（以下「システム管理者」という。）を設け、本規程をもち、これに基いて、
- 当院において、必要な場合、システム管理者を別に指定することができる。
- 本システムを円滑に運用し、責任の所在を明確にするために、本システムに關する情報管理責任者（以下「情報管理責任者」という。）を設け、
- 情報管理責任者及び運用責任者は、相互に協力して運用することができる。
- システム管理者は、緊急時及び災害時の連絡、役割分担及び相互手配を定めるとともに、必要に応じて当該文書等を参照してより適切な管理を行う。

3 システム管理者の責務

- システム管理者は、本システムに關する設備機器の設置、更新を行う管理責任者等これらの運用に關する総合的な責任を負うものとする。
- システム管理者は、設備機器やソフトウェアに更新があった場合においても、関係者がオンライン資格確認等業務の遂行を阻害しないよう環境を整備するものとする。
- システム管理者は、本システムを正しく利用させ、個人情報及び診療情報の取扱いに關する適切な運用、運用方針について、教育・訓練計画等を定めるとして、関係者の教育と訓練を行うものとする。

4 情報管理責任者の責務

- 情報管理責任者は、本システムで取り扱うデータの個人情報に關する責任を負う。
- 情報管理責任者は、本システムで取り扱う情報について、組織内で適正な取扱いを確保するため、データの分類と機密性を定め、次の重要性を分類する。

機密	機密性が極めて高い情報の提供（例：薬剤情報、特定種の提供）
秘密	特定の範囲に限り提供することができる機密性が低い情報の提供（例：処方箋情報（マニファスト））
公開	広く一般に公開可能である情報の提供

- 情報管理責任者は、特に、本システム導入時、適切な管理されていないメディア機器等、又は外部からの情報受取機に關しては、コンピュータウイルス等の不正なソフトウェアが侵入していないかを確認する。

5 運用責任者の責務

- 運用責任者は、本システムの運用に当たって適用される機器、端末、ソフトウェア等の適正な取扱いに關する責任を負う。
- 本システムで受取情報機は、以下の事項に適用する。したがって、運用責任者はこれらの事項に必要とするソフトウェア以外のソフトウェアはインストールしていないことを確認する。

- オンライン資格確認等業務
- オンライン資格確認等業務の遂行に必要となる業務
- オンライン請求業務（レセプト作成業務等を含む）
- オンライン請求業務の遂行に必要となる業務

- 運用責任者は、本システムで使用する設備機器にコンピュータウイルス対策ソフトウェアをインストールするとともに、定期的にコンピュータウイルスのチェックを行い、感染の防止に努める。
- 運用責任者は、ネットワークの不正な利用を発生した場合に、直ちにその利用を遮断し、対策を実施するものとする。
- 運用責任者は、本システムの取扱いに關して実施計画（マニファスト）を整備し、関係者に通知すると、常に利用可能な状態にしておくものとする。

6 関係者の責務

- 関係者は、本規程及び本システムの運用方針（マニファスト）に定められている事項を遵守するものとする。
- 関係者は、システム管理者の許可を得ず、設備機器等を関係者への持ち出しをしないものとする。
- 関係者は、本システムを正しく利用するための教育と訓練を受けるものとする。
- 関係者は、職務上知り得た個人情報等を漏らさないものとする。その職を辞した後も、同様である。
- 関係者は、個人情報の漏えい及び盗みが生じた場合及びそれが生じる恐れがある場合には、速やかに関係責任者に連絡し、その対応に協力するものとする。
- 関係者は、情報セキュリティ対策について定期的に確認することが組織的な点については、速やかに情報管理責任者に連絡するものとする。
- 関係者は、本システムで取り扱う情報については、当該関係内に限定して適正な機密性を確保し、取扱いを行う。
- 関係者は、関係者以外の者が不正に本システムを制御できないようユーザー権限及びパスワード等を、本人しか知り得ない状態に保つよう適切に管理する。
- 本システムで取り扱うシステムにおいて、主要な記録を保持している場合を除き、関係者は、パスワードを定期的に変更する。（最低でも3か月以内に更新する）
- 関係者は、パスワードについて、簡便しやうい文字列、簡単に推測できる文字列を避け、変更しない。

7 規程に対する違反への対応

- システム管理者は、本規程に定める事項及び本規程で別に定める事項に對する違反があった場合の対応方針について明確にするものとする。それに応じて、適正に対応する。

8 評価・見直し

- システム管理者は、本規程に定める事項及び本規程で別に定める事項を評価し、必要に応じて、定期的に見直しを行う。

9 その他

- 適切なセキュリティ対策を講ずるために、当院は「関係者・本システム導入のために特に留意すべきセキュリティ対策」に對する技術的対策を行う。

セキュリティガイドライン等

内容	文書名等	更新日	版
オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン	オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン	2024/01	-
オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規定例	オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規定例（PDF）・（Word）	-	-

※ 左記の「wordファイル」をダウンロードして編集し、他の関係書類をPPファイル等でひとまとめにして保管しておくことをお勧めします。

医療機関等向け総合ポータルサイト

オンライン資格確認トップページ

オンライン資格確認システムの
利用拡大が始まっています！

マイナンバーカード
医療証付き
カードリーダー
PC・スマートフォン
アプリ

医療機関・薬局等の方

オンライン資格確認
(顔認証付きカードリーダーを
用いた資格確認)

詳細はこちら >

医療扶助
(オンライン資格確認)

詳細はこちら >

訪問看護
(オンライン資格確認・
オンライン請求)

詳細はこちら >

訪問診療等
(オンライン資格確認)

詳細はこちら >

義務化対象外機関
(紙レセプト請求等)
(マイナ資格確認アプリ)

詳細はこちら >

オンライン診療等
(オンライン資格確認)

詳細はこちら >

訪問看護について
(オンライン資格確認・オンライン請求)

訪問看護にてオンライン資格確認・オンライン請求が可能になります

①訪問看護ステーションのモバイル端末を用いることで
患者自宅での保険資格の確認が可能になります

②レセプトの印刷・発送が不要になり、
レセプト請求事務が効率化されます

顔認証付きカードリーダー → 訪問看護ステーションの
モバイル端末、ノートパソコン・活用カードリーダー

レセプトの印刷・発送 → レセプトデータの送信

オンライン資格確認を顔認証付きカードリーダーではなく、
訪問看護ステーションのモバイル端末、ノートパソコン・活用カードリーダーを用いて
患者等でマイナンバーカードを読み取ります

レセプトの印刷・発送が不要になり、
オンライン上でレセプトデータの送信をすることができます。

メニュー

はじめに
概要について
知りたい方はこちら >

導入・運用
導入・運用について
知りたい方はこちら >

手順書・マニュアル
手順書・マニュアルについて
知りたい方はこちら >

補助金
補助金について
知りたい方はこちら >

よくある質問
FAQについて
知りたい方はこちら >

訪問看護(オンライン資格確認・オンライン請求)の各種申請について
※各種申請される方は、ログインの上お進みください。

各種申請はこちら >

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=oqs_csm_top

補助金（訪問診療専門）

訪問診療等における医療機関・薬局に対する財政支援 （社会保障・税番号制度システム整備費等補助金）

1. 事業内容

- 医療機関・薬局における居宅同意取得型の利用に必要な以下の費用を支援する。
 - ① マイナンバーカードの読取・資格確認等のためのモバイル端末等の導入
 - ② レセプトコンピュータの改修

2. 補助内容

	補助率	補助限度額 （訪問診療・訪問服薬指導等）
病院	1 / 2	41.1万円 事業額上限82.2万円
大型チェーン薬局	1 / 2	8.5万円 事業額上限17.1万円
診療所・薬局	3 / 4	12.8万円 事業額上限17.1万円

※ 事業額上限は、モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：78.1万円（病院）／13万円（診療所・薬局）

※ 訪問診療等とオンライン診療等の両方を実施している場合は、この上限額となる。

※ 訪問診療のみを提供する既存の医療機関等については、オンライン資格確認のシステム本体の導入補助（ICT基金）を活用した上で、居宅同意取得型の導入補助を受けることとなる。

補助金（訪問看護ステーション）

訪問看護ステーションに対する財政支援（医療情報化支援基金）

1. 事業内容

- 訪問看護ステーションのオンライン資格確認導入に必要な以下の費用を支援する。

- ① マイナンバーカードの読取・資格確認等のためのモバイル端末等の導入
- ② ネットワーク環境の整備
- ③ レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修

※ オンライン請求の開始に向けて準備が必要な機器等の一部は、オンライン資格確認と兼用することが可能

詳細（実施要領における交付対象事業）

オンライン資格確認を導入することを前提に、オンライン資格確認の導入に必要な資格確認端末（電子証明書を含む。）の購入等、レセプトコンピュータに組み込むパッケージソフトの購入（基礎的費用以外のカスタマイズ費用は除く。）、オンライン請求回線初期導入（回線の帯域増強やISDNからの切り替えを含む。）、オンライン請求回線の帯域増強、オンライン資格確認の導入に必要なレセプトコンピュータ等の既存システムの改修（ネットワーク整備等に係る経費、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための改修に係る経費を含む。）、オンライン資格確認を行うためのモバイル端末の購入及びオンライン資格確認等の導入に附随する訪問看護ステーションへの実地指導等に係る事業

2. 補助内容

- 基準とする事業額 42.9万円を上限に、実費補助

補助金（訪問看護ステーション）

訪問看護ステーションに対する財政支援（医療情報化支援基金）

3. 補助金の申請期限等

- 指定訪問看護事業者による補助金申請は、令和6年2月以降に、医療機関等向け総合ポータルサイトに申請受付を開始する予定。
- 補助金は、
 - ① 令和6年11月30日までにオンライン資格確認の導入を完了した上で、
 - ② 令和7年5月31日までに申請を行うものとする。

ただし、経過措置の対象となる場合の導入完了期限・申請期限は以下のとおりとする。

やむを得ない事情	導入完了期限	補助金申請期限
② 令和6年10月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の場合（システム整備中）	令和7年6月30日	令和7年9月30日
③ オンライン請求／オンライン資格確認に必要な光回線ネットワーク環境が整備されていない場合（ネットワーク環境事情）	令和7年12月31日	令和8年3月31日
④ 改築工事中的の場合	令和7年6月30日	令和7年9月30日
⑤ 廃止・休止に関する計画を定めている場合	令和7年6月30日	令和7年9月30日
⑥ その他特に困難な事情がある場合 ※ 常勤の看護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上である場合【介護保険におけるオンライン請求の経過措置と同じ】 ※ (1)～(5)の類型と同視できるか個別判断	令和7年6月30日	令和7年9月30日

最後に(導入事業者について)

導入支援事業者等(予定)

- 訪問看護ステーションにおけるオンライン資格確認及びオンライン請求の導入に当たっては、まず①オンライン資格確認の導入支援事業者及び②現在契約しているレセプトコンピュータ事業者にご相談ください。

【導入支援事業者(予定)】※順不同

- N
- N
- リ
- 株
- 委

本日ご紹介させていただく導入事業者

日レセのオンライン資格確認の導入について、クレームの少なかった事業者です。

- 株式会社NTTデータ中国
- 株式会社SHINHKO
- 日信ITフィールドサービス株式会社
- リコージャパン株式会社

- 今後、導入支援事業者においては、オンライン資格確認を導入するためのパッケージ商品(オンライン資格確認のために必要な資格確認端末の搬入・設定、必要なネットワークの敷設等の必要な対応を一括で支援・提供するサービス)の販売を開始する予定です。

- 各社の問い合わせ先については、医療機関等向け総合ポータルサイトにて公開しております。
(URL : https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index)

Q A

Q Aに訂正があります

QA

- 現在の紙レセプトでは、GAF値の登録があります。家族への訪問看護の場合 本人対象外の為測定不能 等のコメントを記載しないと返戻対象になっていますが オンライン請求でも同じ場合記載可能でしょうか？

- オンライン請求対応状況によりますが、コメントで入力することになります。

- 訪問看護に係る電子レセプトの作成方法に関する資料=>P35

- https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/file/spec/R05_nursing_recept_create_231117.pdf

- 外出先でのデバイスを使用した マイナンバーの認証ですが、NFC規格が必要と聞いています。タブレットも大丈夫でしょうか

- 利用するタブレットがマイナンバーカードを読み込める環境があれば利用できます。(スマートフォンやiPhone14以降)

- ~~■ iPadやAndroidタブレット等は別途ICカードリーダーが必要になります。~~

【1/26 訂正】

iPadやAndroidタブレット等は別途ICカードリーダーを追加すれば利用可能と回答しましたが、「マイナ在宅webアプリ」はBluetoothデバイスに対応していないので今現在は利用出来ません。現在開発されている「オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関および柔整あはき」向け資格確認アプリがBluetoothデバイスに対応していたので、利用可能と回答してしまいました。お詫びして、訂正させていただきます。

QA

- iPadとガラホで日々訪問していますので、ガラホが対応しているのかこちらでも確認いたします。
- ガラケー（フィーチャーフォン）は対応していません。
- ~~iPadは別途ICカードリーダーが必要になります。~~

【1/26 訂正】

iPadやAndroidタブレット等は別途ICカードリーダーを追加すれば利用可能と回答しましたが、「マイナ在宅webアプリ」はBluetoothデバイスに対応していないので、今現在は利用出来ません。

現在開発されている「オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関および柔整あはき」向け資格確認アプリがBluetoothデバイスに対応していたので、利用可能と回答してしまいました。

お詫びして、訂正させていただきます。

QA

- 当ステーションはクリニックと事務所が同じです。クリニックにはオンライン請求と資格確認用の端末がすでに設置されていますが、訪問看護用にもう一台オンライン請求と資格確認用の端末が必要になりますでしょうか。
- 同一法人であり、診療所で補助金を受け取っていた場合であっても、ステーションで補助金申請が可能なことは確認しています。1台の資格確認端末(PC)を診療所とステーションで兼用できるかという質問であれば、資格確認端末は証明書が異なるので兼用は出来ません。オンライン請求に関しては接続時に証明書を選択することで可能ですが、別に準備いただくことをお勧めします。
- 同一法人で在宅療養支援診療所と訪問看護ステーションが併設の場合、2回それぞれ確認が必要になりますか。
- 得られる情報は同一です。資格情報のレセコン連携の制限がなければ、運用の範囲内と思われます。ただし、今次改定で新設される点数算定が可能か否かは不明です。

QA

- 医科併設で訪問看護も行っている場合で、みなし指定により医療機関コードが1つですと、これには該当しないと考えてよいのでしょうか？
- 見なし指定は介護保険のものと思われます。医保の訪問看護は別のステーションコードが付与されていると思われますので、別々と考えた方が良いと思います。
- 同一法人で在宅療養支援診療所と訪問看護ステーションが併設の場合、2回それぞれ確認が必要になりますか。
- 得られる情報は同一です。資格情報のレセコン連携の制限がなければ、運用の範囲内と思われます。ただし、今次改定で新設される点数算定が可能か否かは不明です。
- MINDがすでに診療所としてありますが、訪問看護ステーションのものも追加で必要でしょうか。
- 利用環境や契約内容にもよると思いますので、導入事業者さんまたはMINDさんにお問い合わせください。

QA

- マイナンバーの期限ですが、請求が2ヶ月なかった場合に自動的に切れてしまうという事でしたが、介護保険の利用者が一時的に医療保険での利用となり、また介護保険の利用に戻り2ヶ月以上経過後再度医療保険での利用となった場合には再度マイナンバーの認証作業が必要となりますか？

■ 情報閲覧同意は契約の都度、ご確認いただく必要があります。

- オルカからの現地調査と企業さんからの現地調査両方あるということでしょうか？

■ 弊社からの現地調査はありません。

- Web給管帳クラウドでCSVまで作成されますが、インターネット回線（国保の介護保険）で、社保支払基金と国保医療保険にネットのみで請求できますか？

■ 現在の端末から医保分のオンライン請求が出来ているのであれば可能ですが、一般のインターネットと介護保険のオンライン請求しているだけでは医保訪問看護のオンライン請求は出来ないと思われます。

QA

- Web給管帳クラウドでCSVまで作成されますが、インターネット回線（国保の介護保険）で、社保支払基金と国保医療保険にネットのみで請求できますか？
- 現在の端末から医科のオンライン請求が出来ているのであれば可能ですが、一般のインターネットと介護保険のオンライン請求しているだけでは医保訪問看護のオンライン請求は出来ないと思われます。
- ORCAMOにお聞きます。訪問看護師が20人いたら、モバイルと認証は20台必要ですか？
- タブレット端末は新規同意を取得するために使用しますので、使い回しが可能です。適時必要数をご検討ください。
- P26参照<=1/31追記
- 患家にてマイナンバーカードを読み込むタブレット端末は、屋外でもインターネット接続できるものではないといけないのでしょうか？
- 「マイナ在宅web」に接続するためには、インターネット接続環境が必要です。

QA

- 同法人で5ステーションあります。現在レセプトはまとめて一か所で行っていますが、今後は回線や端末がそれぞれ必要になるのでしょうか？
- 代行請求の仕組みは現在検討されていると聞いています。正式発表をお待ちください。
- インターネット環境をお願いしている他社のレセプトオンライン接続サービスを利用したいと考えていたのですが、今日の説明であったサービスでは接続サービスありきでの利用になりますか？
- 事業者さんへ相談してみてください。



ご清聴ありがとうございました

本日お話しさせていただいた情報は、
令和6年1月31日現在の情報です。

日本医師会ORCA管理機構株式会社
〒113-0021 東京都文京区本駒込6-1-21
コロナ社第3ビル6階
TEL: 03-5981-9681(代)
delegate@orcamo.co.jp